

東公園
飲食店管理運営事業
— 審査講評 —

令和6年2月

岡 崎 市

東公園飲食店管理運営事業では、令和6年1月18日に第2回東公園飲食店管理運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、応募者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、優先交渉権者及び次点を選定した。

本審査講評は、選定委員会におけるこれまでの審議、審査の過程及び結果について公表するものである。

令和6年2月7日

東公園飲食店管理運営事業者選定委員会

委員長 横山 晴男

－ 目次 －

第1	審査体制	1
第2	選定委員会の開催経過	1
第3	審査の方法	2
1	審査の流れ	2
2	審査の内容	3
1-1	一次審査	3
1-2	加点評価	3
1-3	加点評価項目及び配点	4
1-4	価格点審査	4
1-5	総合評価点の算出	4
1-6	優先交渉権者の決定	4
第4	審査の結果	4
1	資格審査	4
2	一次審査	5
3	加点審査	5
4	価格点審査	5
5	総合評価点	6
第5	審査の講評	6

第1 審査体制

東公園飲食店管理運営事業に係る応募者を選定するにあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、岡崎市（以下「本市」という。）は、本市職員により構成される選定委員会を設置した。本市は、選定委員会による評価の結果をもと優先交渉権者及び次点を選定し、優先交渉権者との設置管理許可等を行う。審査委員は以下のとおりである。

区分	氏名	所属・役職
委員	横山 晴男	都市基盤部長
委員	浅井 隆	公園緑地課長
委員	富田 浩也	企画課長

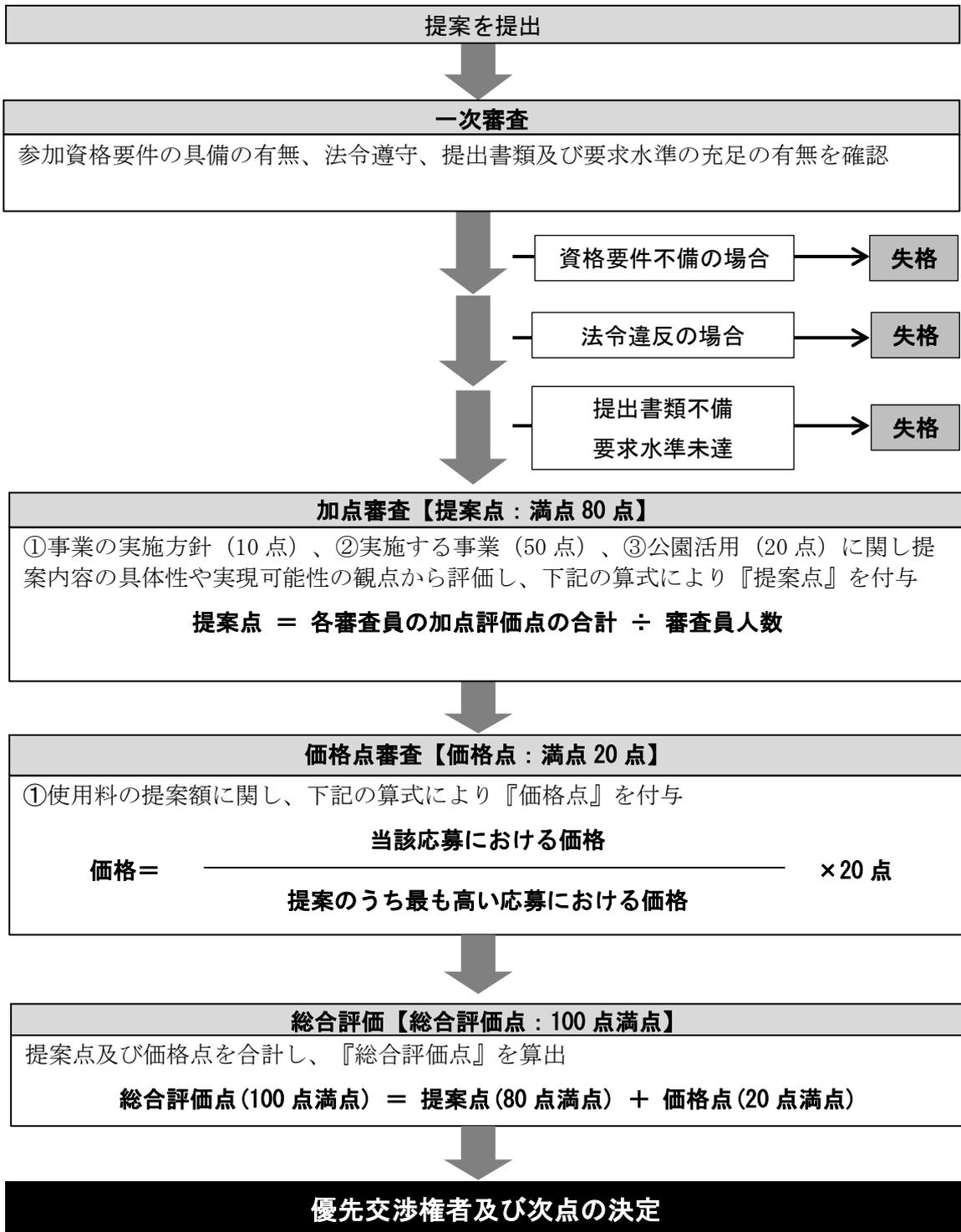
第2 選定委員会の開催経過

日時	会議名	主な議題
令和5年11月24日	第1回選定委員会	(1) 募集について (2) 選定方法について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年1月18日	第2回選定委員会	(1) 事業者に対するヒアリング (2) 優先交渉権者選定

第3 審査の方法

1 審査の流れ

審査の流れは以下のとおりである。



2 審査の内容

1-1 一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、以下の審査を行い、要件を満たしていない場合は失格とする。

ア 第一次審査

提出されたすべての計画等について、以下の点について審査します。

(ア) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

(イ) 法令遵守に関する審査

計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

(ウ) 本要項に照らし適切なものであることの審査

計画等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・計画が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

1-2 加点評価

加点評価については、本市が特に重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価する。

加点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す3段階評価により得点を付与する。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.50
C	加点項目に対する提案はなされているが、特に優れた点は見受けられない	配点×0.00

各審査員の加点評価点を合計し、審査員数で割った値を提案点とする。

$$\text{提案点} = \text{各審査員の加点評価点の合計} \div \text{審査員人数}$$

提案点は、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

1-3 加点評価項目及び配点

選定委員会において以下の評価項目及び配点（80点満点）により、提出された公募設置等計画に基づき提案に対する加点評価を行う。

評価項目		配点
加点審査(80点)	事業の実施方針	10点
	実施する事業	50点
	公園活用	20点

1-4 価格点審査

使用料について、次の算式により「価格点」として点数化する。

<価格点の算定式>

$$\text{価格点} = \frac{\text{当該応募における価格}}{\text{提案のうち最も高い応募における価格}} \times 20 \text{点}$$

価格点は、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

1-5 総合評価点の算出

提案点及び価格点を合計し、「総合評価点」を算出する。

$$\text{総合評価点(100点満点)} = \text{提案点(80点満点)} + \text{価格点(20点満点)}$$

1-6 優先交渉権者の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として、また、次点提案を提出した者を次点者として決定します。本市が優先交渉権者の決定に至らなかった場合、あるいは予定者と協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が予定者としての地位を取得します。なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

第4 審査の結果

1 資格審査

令和6年1月11日に、受付を行った結果、以下の2者からの応募があった。

- (1) 株式会社韓プラス（以下「α」という。）
- (2) 暴れん坊チキン株式会社（以下「β」という。）

2 一次審査

本市は、2者から提出された計画等について、募集要項に記載した一次審査の内容を満たしていることを確認し、一次審査を合格とした。

3 加点審査

加点項目審査を行う上で、事業者の提出した公募設置等計画の記載内容を明確にするため、応募者2者に対して提案内容についてのヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施した。その後、選定委員会において十分な議論を行ったうえで、選定基準に基づき、各審査委員が3段階評価を行い、その平均値を得点として付与した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。

審査項目		配点	α	β
(1) 事業の実施方針 (10点)				
(ア)	東公園に賑わいを生むような方針となっているか。	10	3.33点	3.33点
(2) 実施する事業 (50点)				
(ア)	出店コンセプトが事業の方針に合っているか。	50	19.16点	16.66点
(イ)	営業日、営業時間、メニューの種類や価格設定などが公園利用者へのサービスに適しているか。			
(ウ)	営業期間中、公園利用者の見込みを立てて継続的な運営ができるような仕組みとなっているか。			
(3) 公園活用 (20点)				
(ア)	売店運営以外に具体的な取り組み（イベント等）があるか。	20	8.33点	14.99点
(イ)	売店運営以外に公園利用者のサービスを向上させる具体的な取り組みがあるか。			
			30.83点	35.00点

4 価格点審査

応募2者の提案価格について、規定した算出方法に基づき価格点を下表のとおり算出した。

【価格点一覧表】

審査項目	α	β
使用料	5.25点	20.00点
価格点審査の得点	5.25点	20.00点

5 総合評価点

選定委員会は、加点審査の得点と価格点審査の得点の合計（総合評価点）が高い提案を行った暴れん坊チキン株式会社を第1位、株式会社韓プラスを第2位とし、それぞれを優先交渉権者及び次点に選定した。

審査項目	配点	α	β
提案点	80点	30.83点	35.00点
価格点	20点	5.25点	20.00点
合計（評価値）A+B	100点	36.08点	55.00点

第5 審査の講評

審査項目	評価した点
事業の実施方針	αは、SNSによる情報発信やキッチンカーの活用など集客面で具体的な提案であった点を評価した。 βは、来園者の特性を明確にし、自身の経験を活かした様々な提案があった点を評価した。
実施する事業	αは、2年間の営業するための見通しを明確に検討している点を評価した。 βは、公園の特性にあわせた商品や、季節ごとのイベント案を具体的に提案した点を高く評価した。
公園活用	αは、他キッチンカーの集約など、経験に基づいた公園の利用の活用について提案した点を評価した。 βは、公園利用者が、快適に過ごせる環境づくりに関して、具体的な提案が多数あった点を評価した。

本公募は、東公園飲食店管理運営事業という、シンプルではありながら春夏秋冬で顔の変わる公園での営業ということで、提案しにくい面が多かったにも関わらず、多くの方から関心を寄せていただき、最終的に2者からの応募をいただいたことに深く感謝申し上げます。

また、2者の提案は、短期間であるにもかかわらず提案者自らによる創意工夫が盛り込まれた優れた提案であり、提案書作成における努力に対して敬意を表する。

選定委員会では、選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、暴れん坊チキン株式会社を優先交渉権者に、株式会社韓プラスを次点として選定した。

今後、優先交渉権者が、市から設置管理許可を取得し事業を推進することになるが、本事業をより良いものとするため、市と十分な協議を行い、提案内容を確実に実行することを期待する。また、以下の点について、今後さらなる検討をしていただくことを要望する。

- ・来園者の特性を意識したオリジナル商品や市内の他飲食店とコラボした商品の販売
- ・夏場のミスト扇風機やテントの設置など公園利用者のニーズを汲み取った、サービスの実施